大阪経済法科大学 自治体政策研究会

「新しい区役所、総合区について」

27.8.1東淀川区長 金谷

- 1、今回の地方自治法改正以前の区役所(行政区、公募区長以前の状況)
 - 1) 区の事務所(区役所)の長(一般職) 市内統一的・均一なサービスの提供。区間の格差をなるべくなくす。
 - 2) 大阪市的課題:行政区が多い260万人口で24区 (横浜市 370万人口で18区)
 - ・大阪市は、地域に密着した きめ細かい行政が可能 しかし、業務が限られていて権限も少ない(いわゆる小区) 部長級(局長の下、課長から昇任ポスト、それも局から、区からの昇 任はない)
 - 25年度までは区長裁量は2千万円程度(実際は経常的行事へ執行)
 - ・横浜市の区役所(大区)は、道路・公園・下水・ゴミ減量化啓発も所管
- 2、大阪市の公募区長(同上の中での限界まで拡大):副市長の下、局長の上
 - ・区長の権限拡大

区長予算の大幅拡大(区長裁量4千万円程度増額)と 区間競争(区独自事業)として予算要求権の拡大 人事権の拡大

(ポスト増にならない範囲で、区役所内なら全て区長権限で)

・区CM:区内の局業務を所管(区内事業予算の決裁権限・予算権限、 局長より上位に)

小区ではあるがバーチャルで大区の権限を委譲

・区担当教育次長:区内の学校教育行政を所管

例:学校統廃合、学校選択制、中学校給食、校庭芝生化、校長人事へ 意見反映など

- 3、総合区になれば(地方自治法改正の主旨) 都市内分権により住民自治を強化するため、区の役割を拡充する (地制調 答申より)
 - ・特別職:議会の承認、リコールあり、議会の判断で区常任委員会設置可能
 - ・権限拡大:詳細は別紙(現行公募区長との違い?)予算意見具申権・職員任命権

4、総合区の課題・問題

- 1) 区割り
 - a、今のまま(自民党案24区のうち11区を)

総合区11区と現状の区13区の格差は?上下関係?並列? 総合区の圏域:総合区のみ(区の権限との違いは、誰が調整?)

b、合区を前提に(公明11区案、維新5区案)

住民理解:旧東区・南区を平成元年2月に中央区として合区したが、

10年以上の議論があった。また現在も旧の区割の意識が存在

2) 実施時期

- a、ゆっくりと議論を(公明、自民) 選挙前には、自民党案では、2区をモデル実施となっていたが・・・
- b、早急に(維新) 特別区の代案だから早く実施すべき

3) 手続き

a、法律どおり:議会承認

b、準公選制度:住民投票を経て、議会承認(維新案)

5、今後

11月22日投票の市長選挙の争点?